

# 期 中 の 評 価 個 表

| 事業名                          | 民有林直轄治山事業   | 事業計画期間 | 昭和41年度～平成32年度            |
|------------------------------|---|--------|--------------------------|
| 事業実施地区<br>(都道府県名)            | 大井川地区(おおいがわ)<br>(静岡県)   | 事業実施主体 | 関東森林管理局東京分局<br>大井川治山センター |
| 事業の概要・目的                     | <p>2つの大構造線に挟まれた、極めて脆弱な地質と急峻な地形の当地区は、風化侵食が顕著で、3千を超える崩壊地があり、渓流や山腹には不安定土砂が厚く堆積し、豪雨時等には土石流となって下流に流出、昭和29年から昭和40年までの間に、死者及び行方不明者42名、家屋の全・半壊及び流出226戸等の被害に見舞われた。</p> <p>広範囲にわたる多数の大規模崩壊地の復旧と渓流に厚く堆積する膨大な土砂の固定、流出防止を図るには大規模で継続的な治山対策が必要であることから、静岡県等からの強い要請も踏まえ、昭和41年度から民有林直轄治山事業として本事業に着手した。その後、大規模な豪雨災害の発生等に応じ、事業内容を見直しつつ現在に至っている。</p> <p>主な事業内容：溪間工 323基 山腹工 233ha</p>  |        |                          |
| 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化        | <p>本事業の採択当時においては事業評価制度が導入されておらず費用対効果分析を行っていないが、現時点における費用対効果分析結果は以下のとおりである。</p> <p>総費用(C) 33,421,873 千円<br/>           総便益(B) 188,541,373 千円<br/>           分析結果(B/C) 5.64</p>   |        |                          |
| 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化 | <p>地形は急峻で造山運動による褶曲を受け節理が発達し、深層風化が進んでいるため、崩壊しやすく、一旦崩壊すると、拡大崩壊が繰り返される。当地区内・下流域には、中部電力の発電ダム(年間18億6千万円)が設置され、電力需要の増大と共に、ダム機能の保全が求められている。</p> <p>保全対象：人家421戸 農耕地104ha 発電ダム5基 発電所6箇所 国道 取水ダム1基</p>  |        |                          |
| 事業の進捗状況                      | <p>山腹崩壊地については、崩壊地の拡大を抑制するとともに、復旧整備を図るため、土留工の施工、草・木本類による緑化工を実施し、渓流荒廃地については、不安定土砂の流出及び溪岸侵食防止を図るため、溪間工の整備を進めている。平成15年度までの事業の進捗率は51%(事業費)の見込みである。</p>   |        |                          |
| 関連事業の整備状況                    | 該当無し  |        |                          |
| 地元(受益者、地方公共団体等)の意向           | <p>地元からの要望箇所を含め緊急度の高い箇所から重点的に施工されており、土砂等流出の抑止効果はあると認識。発電所、民家、公共施設等保全対象が多くあり、静岡県民の貴重な「水瓶」でもある当地区は、脆弱な地質と急峻な地形のため、森林荒廃が進行しており、より積極的な治山事業の推進と継続を強く要望する。(静岡市)</p> <p>当地区は、全体的に荒廃の形態・規模の異なる様々な崩壊地が多数あり、これらに起因する災害から地区住民の生命・財産を守り、水源かん養と良好な生活環境を形成するため、治山事業を今後とも積極的に進められるよう要望する。(中川根町)</p> <p>当地区は、山腹崩壊地が広範囲に発生し、崩落した多量の土砂が豪雨時には下流に流出して、河床を著しく上昇させており、下流の広範囲に浸水等の被害を与える可能性がある。下流保全対象への被害を防止するため、大井川地区の民有林直轄治山事業が今後も継続され、早期に復旧されることを要望する。(静岡県)</p> |        |                          |
| 事業コスト縮減等の可能性                 | <p>間伐材や転石等の現地発生材を利用した工法を採用するなどにより工事コストの低減を図っている。</p>  |        |                          |
| 代替案の実現可能性                    | 該当なし  |        |                          |
| 第三者委員会の意見                    | <p>当地区は、未だ数多くの大小崩壊地や荒廃渓流があることから、渓流から生産される不安定土砂の流出を抑制するとともに、崩壊地の拡大を抑制するため、今後とも当該事業を継続することとが望ましい。</p>   |        |                          |
| 評価結果及び実施方針                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性： 山腹崩壊地及び溪床に堆積する不安定土砂の状況から、放置すれば崩壊地の拡大等が懸念されること、地元からも国土保全機能等の発揮を要請されていることから、下流域の保全のため当事業の実施が必要である。</li> <li>・有効性： 事業の実施により崩壊地の復旧や溪床に堆積する土砂の安定など下流域の保全等が図られることから、事業の有効性は認められる。</li> <li>・効率性： 対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で検討されており、また、事業実施に当たってもコスト縮減に努めていることから、効率性は認められる。</li> </ul> <p>上記 から の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえて総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <p>・実施方針：継続</p>      |        |                          |